

東京都ソーシャルスキルトレーニング支援在り方検討会（第2回）

<議事要旨>

1 会議概要

- (1) 開催日時 令和4年12月23日（金曜日）午後6時33分から午後8時25分まで
- (2) 開催場所 都庁第一本庁舎28階 28A会議室及びオンライン開催
- (3) 出席者 15名

2 議事に対する主な意見

(1) 第1回検討会の振り返り

- ガイドラインの作成については、SSTの実施を東京都が義務化する趣旨ではなく、SSTに取り組む事業所を支援することを目的としている。
- 令和5年度にモデル事業を実施し、令和6年度にその結果をガイドラインに落とし込むというスケジュールだが、モデル事業の検証をしっかりと行う必要がある。

(2) 対象児のアセスメント

- 個別支援計画を作る上でアセスメントを実施しているため、既存のアセスメントをSSTでも活用できれば、SSTを実施する事業所の負担がなくてよい。
- 放課後等デイサービスの事業所が評価できるようにするためには、実際に使用できる具体的なチェックリストをガイドラインで示すのがよい。
- アセスメントの具体的な判断方法やアセスメント後の対応についてもガイドラインでわかりやすく提示するのがよい。
- ターゲットスキルとしてニーズが高いのは、他者や自己の感情理解や怒りのコントロールといった感情のスキルである。感情を客観視するとともに、感情の度合いに応じた対処方法を教えると効果的である。そのためには、どういった感情をもっているのか子供が自分で判断できるようなアセスメントツールが必要である。
- 同一の行動状況をアセスメントする場合でも、学校、放課後等デイサービス、家庭で子供の行動が異なる場合があるので、それぞれが共通して簡単につけられる、自由記述欄のあるチェックリストがよい。
- 挨拶、困ったときの援助要請や相談のスキルといった、社会に出て望まれるスキルに絞って、対象児がそれらのスキルを身に付けているかをチェックする方法を提示するのもよい。
- アセスメントの手法によっては訓練が必要な難易度の高いものがあるため、放課後等デイサービスの若い職員でも実施可能な、シンプルなアセスメント方法を示すのがよい。
- 放課後デイサービスにある教材、教具を使った形で、実施方法のサンプルを幾つか入れつつ、ターゲットスキルの設定や指導方法を示すようなガイドラインでなければ、事業所では実施しにくいのではないか。アセスメントと指導方法と教材が全てリンクするようなものが実用的である。

(3) 効果検証

- 観察対象の行動を回数で把握できる場合は、効果検証が容易であるため、日々回数を記録

しているものであれば、アセスメント・効果検証がやりやすい。

- 学校、放課後等デイサービス、家庭共通の簡単なチェックリストを基にターゲットスキルを選び、スキルトレーニングを実施した後、同じチェックリストでターゲットスキルの効果検証をすると、場面が変わってもスキルが発揮できるかを評価できる。
- 特定の行動をやらないようにするという目標はSSTの対象にならない。また、スキルがあっても感情の抑制がきかないと、スキルが発揮できない。SSTの限界を踏まえた上で、放課後等デイサービスの指導者がSSTに地道に取り組むべきだという点をガイドラインに記載するのがよい。
- 設定するターゲットスキルは、定着・般化が確認できるよう、学校・放課後等デイサービス・家庭でもスキルの実施が目に見えてわかるものの方がよい。
- 何も教材や用具がない中でのSSTは難しいので、例えばゲーム形式の教材を作り、ガイドラインと併せて事業所に配布すると、取り組みやすい。ただ、教材やマニュアルに縛られる危険性があるため、あくまでSSTを導入する入口として使ってもらおうとよい。

(4) 関係機関との連携

- 子供のためには、対象児の課題や支援方法を学校と放課後等デイサービスで共有するのが大切だが、放課後等デイサービスと学校は、活動している時間が逆なので、連携が難しい。
- 個別指導計画、個別支援計画をそれぞれの計画策定・振り返り時、書面で交換し、共有するという手段もある。
- 個別にアポイントを取って訪問するのは難しいが、コロナ前は学校行事の見学など、事業所として気さくに訪問できる場があったので、そういった機会・関係を今後作ればよい。
- 直接会う以外の方法として、連絡ノートやオンライン会議という手段も考えられる。ただ、どこも多忙であるため、短時間で済むよう、連絡内容や共有する情報の範囲をあらかじめ絞ることが必要である。
- 自治体や現場ごとに取組のばらつきがあるため、連携が進んでいる現場での好事例を調べるのがよい。

(5) モデル事業実施の検討

- 放課後等デイサービスと児童発達支援事業所の両方を行っている大きな事業所や、いずれか一方のみを実施する規模の小さい事業所などがあるため、モデル事業実施の対象事業所の選び方は検討が必要である。
- 短期間でガイドラインを作るのであれば、SSTの成果が出る事業所を選んだ方がよい。
- SSTの取組が成功している事業所を選び、その取組をガイドラインで紹介することによって、SSTの質の向上を図るのがよい。